

告 示

埼玉県監査委員告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成二十四年十二月十四日

埼玉県監査委員	根 岸 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	草加東高等学校	平成 24 年 6 月 29 日 (第 2402 号)	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(387 千円)について、第 4 四半期分の支払いを失念し、平成 23 年度歳出予算から執行せざるを得なくなったことは、不適切であった。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して適正な事務処理を実施するよう周知徹底した。 また、支払い漏れを防止するため、確認チェックシートを作成し、事務長をはじめ複数の職員が毎月、定期的に確認することとした。

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	狭山特別支援学校	平成 24 年 6 月 29 日 (第 2402 号)	平成 22 年度の「汚水処理施設維持管理業務委託契約」(213 千円)について、次の点で不適切であった。 1 契約書の首標金額を消費税込みの額で記載すべきところ、誤って消費税抜きの金額で記載した。契約金額内訳表の金額は消費税込みの金額であったため、首標金額と月毎の支払額とに差異が生じていた。 2 この誤りに気付かず、同内訳表に定める消費税込みの金額を毎月支払っていた。平成 23 年 4 月、前月履行分の支払に際し、支払可能額が不足していたことから、3 月 31 日に遡って契約金額の変更契約を締結して支払を行った。	再発防止のため、職場会議を行い、職員に対して、検算などチェックの基本を実施するよう周知徹底した。 また、契約及び支払い事務を適正に実施するため、確認すべき事項を列記したチェックシートを添付し、事務室長をはじめ複数の職員が確認するよう管理体制の強化を図った。